委員会紹介

第12回 民事介入暴力対策特別委員会

民事介入暴力対策特別委員会委員長　河野 憲壮（42期）

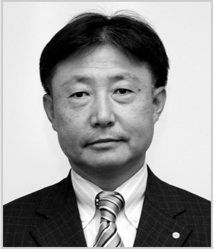

1　はじめに

民事介入暴力対策特別委員会は，暴力団などの反社会的勢力による民事介入暴力，いわゆる「民暴」の被害者の救済を図るとともに，民暴被害の発生を未然に防止することを目的として活動している，極めて実務的な委員会です。

当委員会には，現在，70名の委員が所属し，委員長及び8名の副委員長の下で活動しており，全体委員会への出席率は極めて高く，活動は非常に活発です。

2　民暴事件の調査，研究，研修

当委員会の活動の柱は，民暴事件に関する調査，研究，研修と実際の民暴事件の事件処理です。

民暴事件に関する調査，研究，研修は，委員会の中に設けられたいくつかの部会を中心に行っています。具体的には，企画調査広報部会，センター運営部会，不当要求対策部会（第一，第二部会があります），企業暴排部会などの部会が設けられていますが，すべての委員は，必ずいずれかの部会に参加して活動することになっています。部会では，暴力団，エセ右翼，総会屋，暴力金融，占有屋などの反社会的勢力の実態調査やこれに対する対処法，各種法制度の研究，企業暴排指針の調査，研究などの活動を行っており，調査，研究の成果は，毎年夏に行われる委員会独自の夏期研究合宿などの場で発表されています。

また，当委員会では，広く委員以外の方も対象とした研修を実施しています。部会における調査，研究の成果と民暴事件の事件処理を通して得られた経験が研修に生かされています。

したがって，各部会の活動が，当委員会の活動を実質的に支えていると言えます。

さらに，当委員会では，外部の団体から依頼を受けて，弁護士会以外の場所で，市民や企業の方を対象とした講演，研修も行っており，民暴被害の根絶に向け，一般の方に対する啓発活動にも力を入れているところです。

このような民暴事件の調査，研究，研修を通して，委員は民暴事件の理論的な側面を学び，実際の事件処理に備えています。

3　実際の民暴事件の担当

委員会活動のもう一つの柱は，当委員会が運営を担当する民暴被害者救済センターを中心として行われる民暴事件の事件処理です。委員は，原則として全員，同センターの事件担当者となり，同センターに持ち込まれた実際の民暴事件の処理を担当することになっています。事件処理に当たっては，複数による受任を原則とし，経験豊富なベテランと若手の委員で一つのチームを編成するなど，民暴事件の経験がない若手委員でも適切な事件処理が行えるように配慮しています。また，委員会の活動を通して，暴力団の組長に対する責任追及訴訟や大規模な暴力団組事務所の排除事件などの弁護団に参加する機会もあり，最近では，公営住宅からの暴力団排除活動にも，積極的に参加しており，委員にとっては貴重な経験を積む場となっています。

4　最後に

最近は反社会的勢力の手口も巧妙化し，その活動も活発になっています。これに伴い，当委員会が果たすべき役割もより一層大きくなっています。

当委員会では，今後も，民暴に関する調査，研究，研修を充実させ，日々の研鑽に努めるとともに，民暴による被害を一日でも早く根絶するという強い心意気を持って民暴事件の処理に当たっていきたいと考えています。

志を同じくする多くの会員の方の参加をお待ちしています。

＊民事介入暴力対策特別委員会に関する問い合わせ先
全体委員会　毎月第3金曜日 午後3時～5時
担当事務局　司法調査課　TEL.03-3581-2207